

いじめの現状について

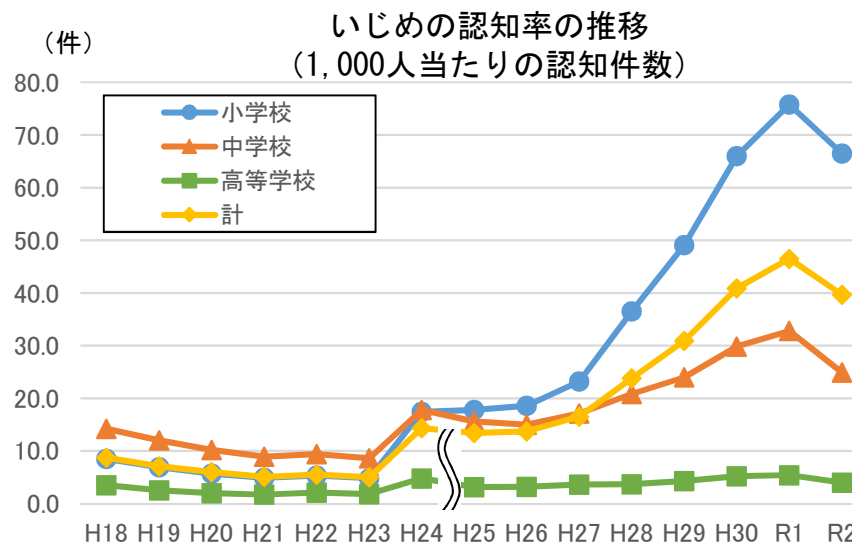
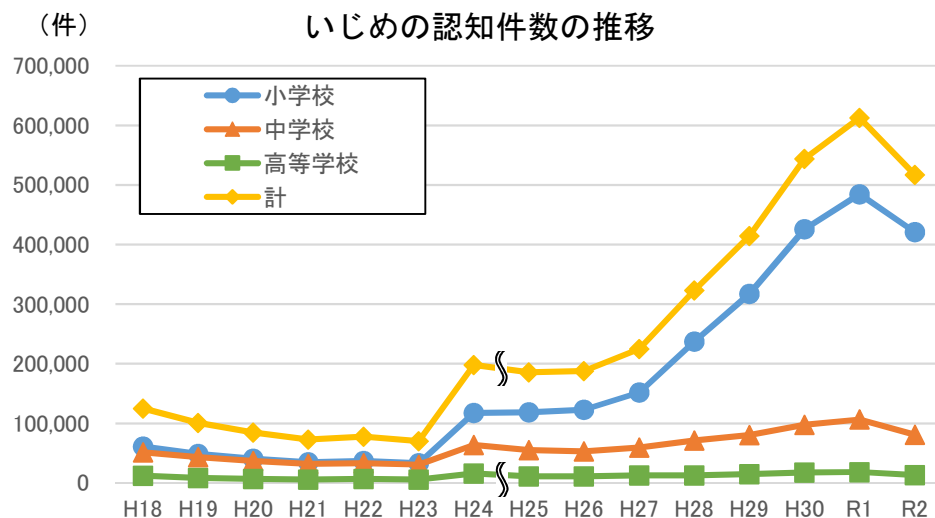
令和3年11月22日(月)
文部科学省 初等中等教育局
児童生徒課



文部科学省

いじめの認知件数について

小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は517,163件（前年度612,496件）であり、前年度に比べ95,333件（15.6%）減少している。児童生徒1,000人当たりの認知件数は39.7件（前年度46.5件）である。認知件数は、全校種で減少している。



※ 平成25年度から高等学校通信制課程を調査対象に含めている。また、同年度からいじめの定義を変更している。

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
小学校	60,897	48,896	40,807	34,766	36,909	33,124	117,384	118,748	122,734	151,692	237,256	317,121	425,844	484,545	420,897
	8.5	6.9	5.7	4.9	5.3	4.8	17.4	17.8	18.6	23.2	36.5	49.1	66.0	75.8	66.5
中学校	51,310	43,505	36,795	32,111	33,323	30,749	63,634	55,248	52,971	59,502	71,309	80,424	97,704	106,524	80,877
	14.2	12.0	10.2	8.9	9.4	8.6	17.8	15.6	15.0	17.1	20.8	24.0	29.8	32.8	24.9
高等学校	12,307	8,355	6,737	5,642	7,018	6,020	16,274	11,039	11,404	12,664	12,874	14,789	17,709	18,352	13,126
	3.5	2.5	2.0	1.7	2.1	1.8	4.8	3.1	3.2	3.6	3.7	4.3	5.2	5.4	4.0
特別支援学校	384	341	309	259	380	338	817	768	963	1,274	1,704	2,044	2,676	3,075	2,263
	3.7	3.2	2.8	2.2	3.1	2.7	6.4	5.9	7.3	9.4	12.4	14.5	19.0	21.7	15.9
計	124,898	101,097	84,648	72,778	77,630	70,231	198,109	185,803	188,072	225,132	323,143	414,378	543,933	612,496	517,163
	8.7	7.1	6.0	5.1	5.5	5.0	14.3	13.4	13.7	16.5	23.8	30.9	40.9	46.5	39.7

認知件数の前年度比較

《小学校》
63,648件(13.1%)
減少

《中学校》
25,647件(24.1%)
減少

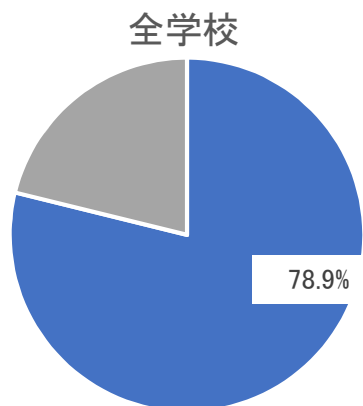
《高等学校》
5,226件(28.5%)
減少

《特別支援学校》
812件(26.4%)
減少

※ 上段は認知件数、下段は1,000人当たりの認知件数。

(出典) 令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 (P2以降についても同様。)

いじめを認知した学校数の割合について

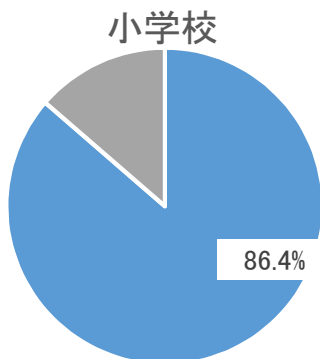


- いじめを認知した学校数
29,001校（総数の78.9%）
（前年度より3.7ポイント減）
- 1校当たりの認知件数
14.1件（前年度16.5件）

「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について」（平成27年12月22日付け児童生徒課長通知）にて、下記のとおり通知しており、各学校においていじめの認知への取組が行われた。

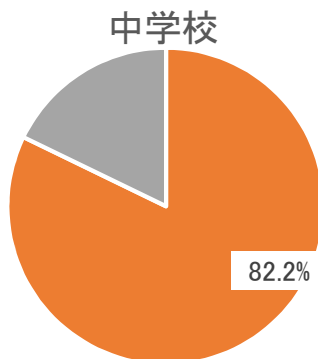
【通知より抜粋】
いじめを認知していない学校…にあつては、真にいじめを根絶できている場合も存在するであろうが、解消に向けた対策が何らとられることなく放置されたいじめが多数潜在する場合もあると懸念している。特に、…いじめの認知件数が零であった学校においては、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないかを確認すること。

学校種別の状況



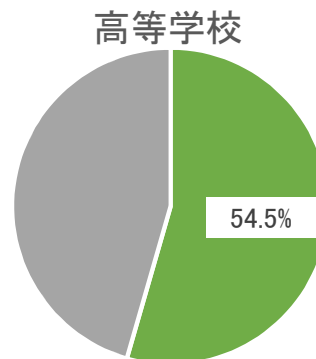
いじめを認知した学校数
16,971校（総数の86.4%）
（前年度から1.8ポイント減）

1校当たりの認知件数
21.4件（前年度24.4件）



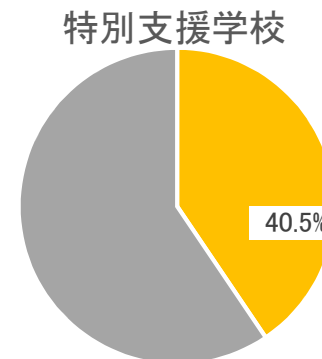
いじめを認知した学校数
8,485校（総数の82.2%）
（前年度から4.1ポイント減）

1校当たりの認知件数
7.8件（前年度10.3件）



いじめを認知した学校数
3,080校（総数の54.5%）
（前年度から9.6ポイント減）

1校当たりの認知件数
2.3件（前年度3.2件）



いじめを認知した学校数
465校（総数の40.5%）
（前年度から5.0ポイント減）

1校当たりの認知件数
2.0件（前年度2.7件）

いじめの日常的な実態把握について

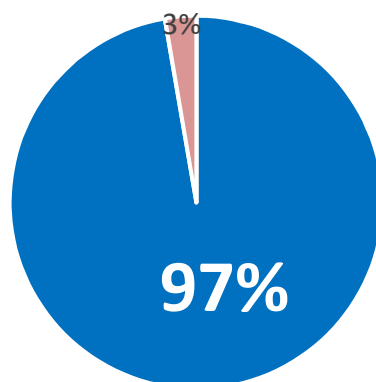
いじめの問題に対する日常的な取組を実施している学校※数

※小・中・高等学校、特別支援学校

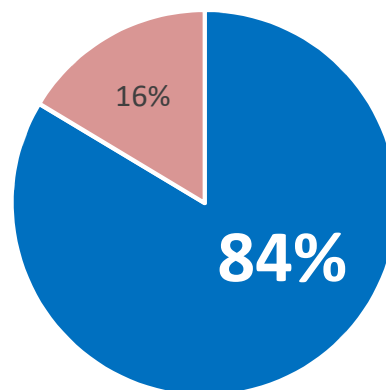
■ 実施 ■ 未実施

早期発見のための取組

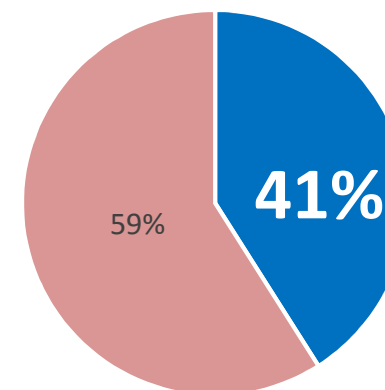
アンケート調査



個別面談

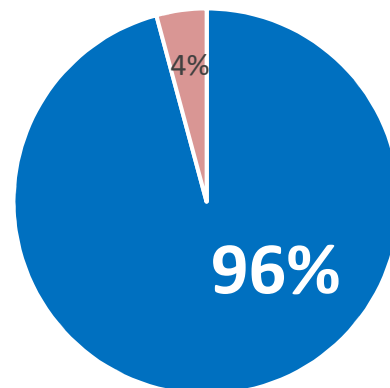


家庭訪問

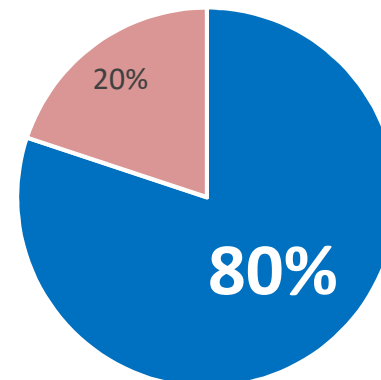


組織的対応のための取組

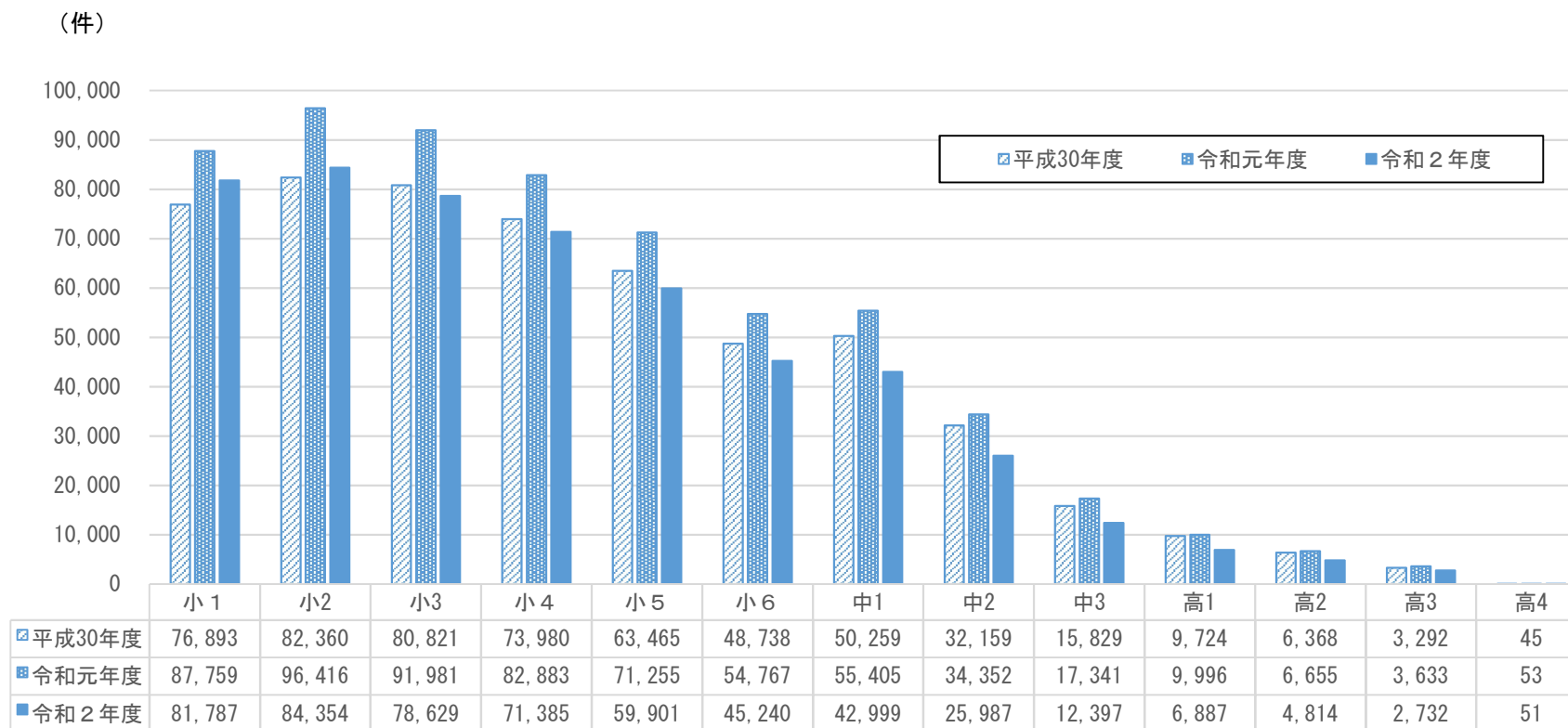
職員会議等における情報共有



校内研修会の実施



いじめの認知件数（学年別）について

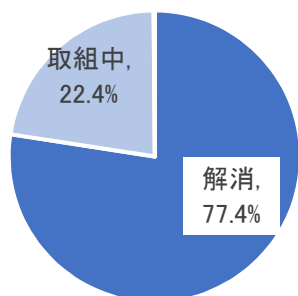


※各学年の認知件数には、特別支援学校小学部・中学部・高等部の認知件数を含む

- 学年別いじめの認知件数は、全学年で前年度と比較して減少している。
なお令和元年度は、全学年で前年度より増加していた。

いじめの解消の状況について

全学校

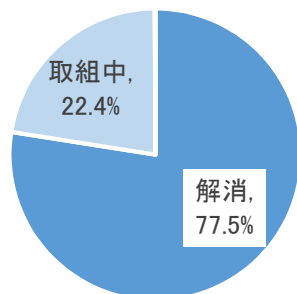


※年度末現在の状況。

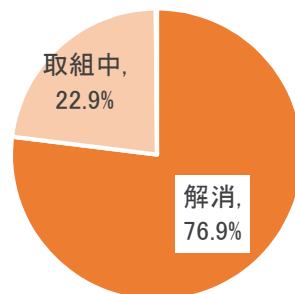
※「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ① いじめに係る行為の解消；被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと；いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

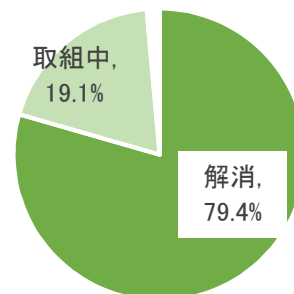
小学校



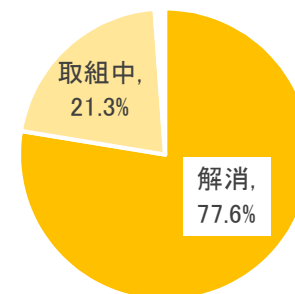
中学校



高等学校



特別支援学校

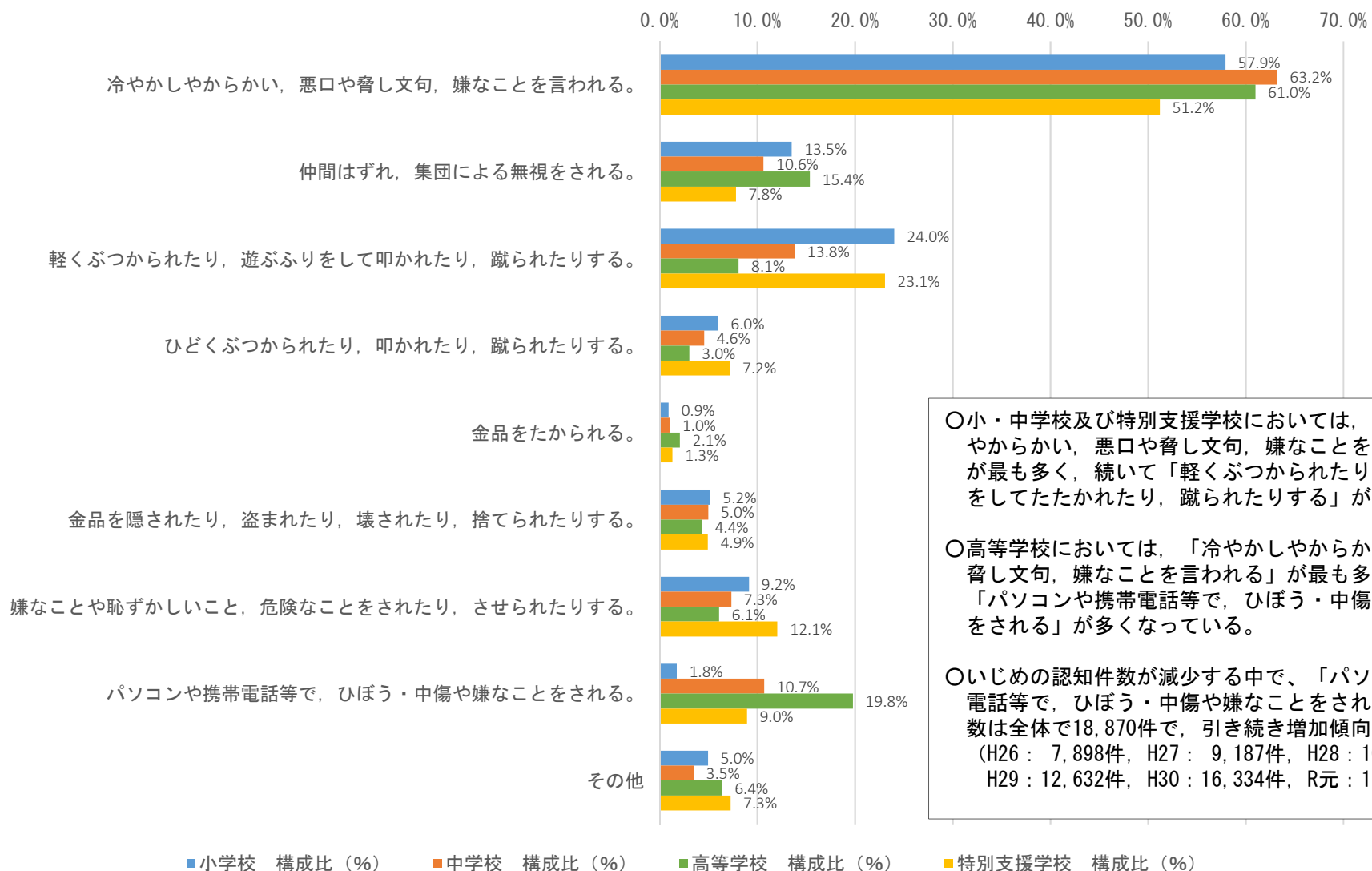


	全学校		小学校		中学校		高等学校		特別支援学校	
解消しているもの (日常的に観察継続中)	400,495	件 77.4%	326,085	件 77.5%	62,226	件 76.9%	10,428	件 79.4%	1,756	件 77.6%
解消に向けて取組中	115,947	件 22.4%	94,433	件 22.4%	18,523	件 22.9%	2,510	件 19.1%	481	件 21.3%
認知から3か月以上経過	34,131	件 6.6%	25,682	件 6.1%	6,772	件 8.4%	1,425	件 10.9%	252	件 11.1%
認知から3か月経過していない	81,816	件 15.8%	68,751	件 16.3%	11,751	件 14.5%	1,085	件 8.3%	229	件 10.1%
その他	721	件 0.1%	379	件 0.1%	128	件 0.2%	188	件 1.4%	26	件 1.1%
計	517,163	件	420,897	件	80,877	件	13,126	件	2,263	件

いじめの態様別状況について

※複数回答有

(複数回答可)



いじめの重大事態について

いじめの重大事態とは

- いじめにより、**生命、心身または財産に重大な被害**があると認められる場合。また、いじめにより、**相当期間欠席**している場合。

趣旨・目的

- いじめの**事実の全容解明、事案への対処、再発防止**を目的に、いじめ重大事態調査を実施し、**学校等によるいじめ対応の改善**を図る。

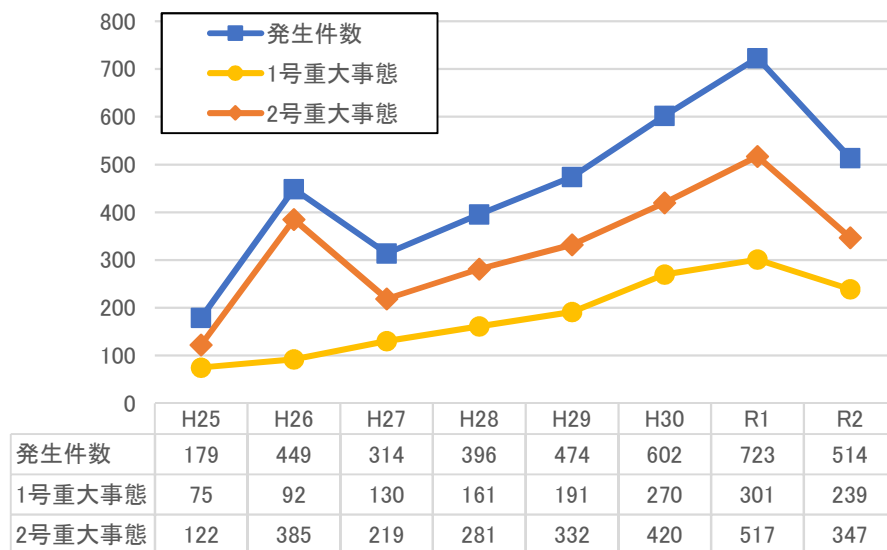
調査方法

- 調査主体は、**専門家**（弁護士、精神科医、学識経験者等）を**構成員とした組織**や**学校等に専門家を加えての体制**を構築。

いじめの重大事態について

重大事態の発生件数は、514件（前年度723件）。うち、法第28条第1項第1号に規定するものは239件（前年度301件）、同項第2号に規定するものは347件（前年度517件）である。
 文部科学省では、いじめ防止対策推進法第28条第1項のいじめの重大事態への対応について、学校の設置者及び学校における法、基本方針等に則った適切な調査の実施に資するため、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を平成29年3月に策定している。

○いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数



	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
重大事態発生校数(校)	189	222	76	4	491
重大事態発生件数(件)	196	230	84	4	514
うち、第1号	76	109	51	3	239
うち、第2号	143	155	47	2	347

※ いじめ防止対策推進法第28条第1項において、学校の設置者又は学校は、重大事態に対処するために調査を行うものとすると規定されており、当該調査を行った件数を把握したもの。

※ 同法第28条第1項に規定する「重大事態」とは、第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」である。

※ 1件の重大事態が第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

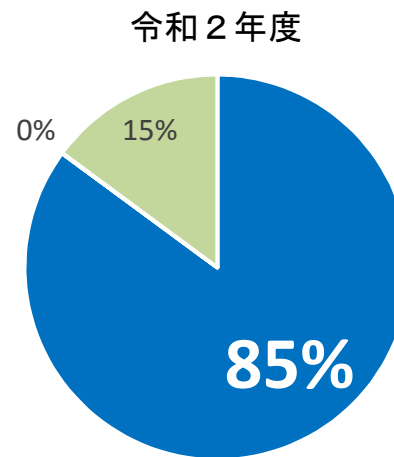
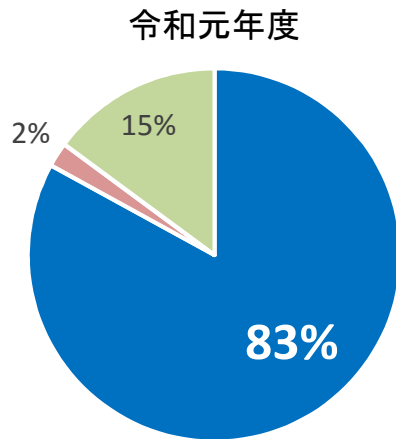
いじめの重大事態調査について

「重大事態調査」の調査又は再調査を行うための機関※を設置した自治体数

※教育委員会の附属機関

都道府県の設置状況

■ 設置済み ■ 検討中 ■ 設置しない

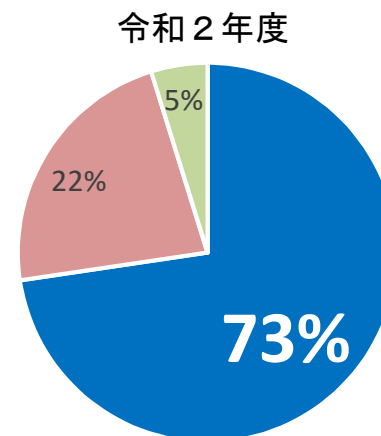
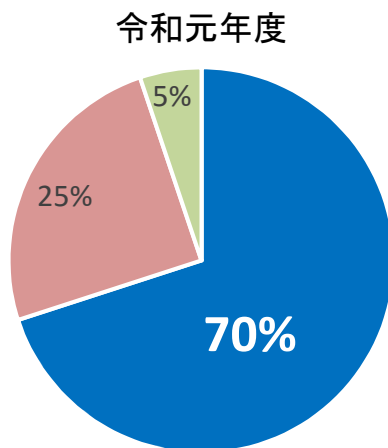


○「重大事態調査」の調査又は再調査を行うための機関を設置した自治体の割合。
都道府県：約9割
市町村：約7割（R2年度）

○都道府県、市町村ともに、教育委員会の附属機関を設置した割合は増加。（R元→R2年度）

市町村の設置状況

※指定都市を含む



（参考）

重大事態が起きてから急遽調査を行うための組織を立ち上げることは困難である点から、地域の実情に応じて、平時から調査を行うための組織を設置しておくことが望ましい。

（出典）いじめの防止等のための基本的な方針
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
4 重大事態への対処（1）学校の設置者又は学校による調査
④調査を行うための組織について（抄）